

[会議録]

会議名称	令和2年度第2回 市川市個人情報保護審議会	
議題等	<p>諮問事項</p> <p>ア 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】に係る検討について</p> <p>イ 「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【納税・債権管理課】に係る検討について</p> <p>ウ 「実施機関以外の電子計算組織との通信回線によるオンライン結合について」に係る検討について</p>	
開催日時	令和2年12月22日(火) 13時30分～14時15分	
開催場所	市川市役所第1庁舎 5階 第4委員会室	
出席者	委員	奥川貴弥(会長)、松原いづ子(副会長)、勝田信篤、小島千鶴、小林俊之、加藤久善、谷内弘美、太田昌志
	事務局	【総務部総務課】樋口課長、中川主幹、小谷主査、丹治主査
	説明課及び職員	<p>【財政部納税・債権管理課】須賀課長、内藤主任主事、藤岡主事</p> <p>【市民部】鷺沼次長</p> <p>【市民部市民課】河野課長、矢部主幹、道家副主幹</p> <p>【情報政策部情報政策課】浅生主幹、中村主任</p> <p>【こども政策部】高久次長</p> <p>【こども政策部こども施設運営課】藤田課長、飯島主幹、横山主査、近藤主事、佐藤主事</p> <p>【こども政策部こども施設入園課】小島課長</p>
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (0 人) / <input type="checkbox"/> 不可	
会議概要 ※詳細別紙	<p>令和2年度第1回審議会に引き続き、諮問事項についての検討を行った後、答申を行った。</p> <p>また、情報セキュリティを担保しつつ、ICTを最大限に活用し、業務改善を行うため、施設型給付・地域型保育給付等の支弁に係るクラウドシステムを導入するに当たり、事業者(保育施設及び事業所)の電子計算組織とクラウドシステムとの通信回線による結合について諮問した。</p>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・「施設型給付費等請求事務に対するクラウドシステムの導入について」(諮問事項(実施機関以外の電子計算組織との通信回線によるオンライン結合について)に関する資料) 	
特記事項		

[会議録]

別紙

令和2年度第2回 市川市個人情報保護審議会

【議長(奥川会長)】

それでは、令和2年度第2回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

はじめに、会議の公開についてですが、審議会の会議は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条により原則公開となっております。事務局に伺いますが、今回の審議内容に非公開情報は含まれているのでしょうか。

【事務局】

非公開情報はございません。

【議長(奥川会長)】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

それでは、会議を公開することといたします。本日は傍聴希望者がいないとのことですので、このまま会議を進めます。

それでは、審議に入りたいと思います。

前回の審議会において、諮問事項「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】」に関する審議を行いました。実施機関から補足説明などはありますか。

【諮問実施機関】

市民課長でございます。補足説明はございません。

【議長(奥川会長)】

わかりました。それでは、委員の皆様から改めてご質問、ご意見等がありますか。

【審議会委員】

意見等なし。

【議長(奥川会長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

[会 議 録]

異議なし。

【議長(奥川会長)】

つづいて、本諮問への答申案の検討を行います。

本全項目評価書は「特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、これらリスクを軽減するための適切な措置が講じられている」と認められることから、原案のとおり承認してよろしいかと思えます。

皆様、ご意見等がありますか。

【審議会委員】

意見等なし。

【議長(奥川会長)】

ご意見等他になければ、原案のとおり承認することとし、答申書の案を作成しますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

(事務局にて答申書の案を作成し、各委員に配布)

【議長(奥川会長)】

配布しました答申書の案をご確認ください。

本件は原案どおり承認するものですので、ご意見等がなければ、本案のとおり答申書を作成し、実施機関へ答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

(答申書を作成)

【議長(奥川会長)】

それでは答申します。

令和2年11月4日付け市川第 20201029-0106 号にて諮問のありました特定個人情報保護の全項目評価書の承認について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

住民基本台帳に関する事務における全項目評価書については、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、これらリスクを軽減するための適切な措置が講じられていると認めます。

【諮問実施機関(鷺沼市民部次長)】

[会 議 録]

ありがとうございました。

【議長(奥川会長)】

市民部の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(諮問実施機関(市民部)の職員 退出)

【事務局】

次の諮問に入る前に、所管部の入室を認めていただけますでしょうか。

【議長(奥川会長)】

認めます。

(諮問実施機関(納税・債権管理課)の職員 入室)

【議長(奥川会長)】

それでは、次に、諮問事項「特定個人情報保護に関する評価書の承認について【納税・債権管理課】」に関する審議に入りたいと思います。

前回の審議において実施機関より説明をしていただき、審議いたしました。実施機関より補足説明などはありますか。

【諮問実施機関】

納税・債権管理課長でございます。補足説明はございません。

【議長(奥川会長)】

わかりました。それでは、委員の皆様から改めてご質問、ご意見等がありますか。

【審議会委員】

意見等なし。

【議長(奥川会長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

つづいて、本諮問への答申案の検討を行います。

本全項目評価書は「特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、これらリスクを軽減

[会 議 録]

するための適切な措置が講じられている」ものと認められることから、原案のとおり承認してよろしいかと思えます。

皆様、ご意見等がありますか。

【審議会委員】

意見等なし。

【議長(奥川会長)】

ご意見等他になければ、原案のとおり承認することとし、答申書の案を作成しますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

(事務局にて答申書の案を作成し、各委員に配布)

【議長(奥川会長)】

配布しました答申書の案をご確認ください。

本件は原案どおり承認するものですので、ご意見等がなければ、本案のとおり答申書を作成し、実施機関へ答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

(答申書を作成)

【議長(奥川会長)】

それでは答申します。

令和2年11月4日付け市川第 20201029-0178 号にて諮問のありました特定個人情報保護の全項目評価書の承認について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

地方税の収納及び滞納整理事務における全項目評価書については、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、これらリスクを軽減するための適切な措置が講じられていると認めます。

【諮問実施機関(須賀納税・債権管理課長)】

ありがとうございました。

【議長(奥川会長)】

納税・債権管理課の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

[会 議 録]

(諮問実施機関(納税・債権管理課)の職員 退出)

【議長(奥川会長)】

つづきまして、「実施機関以外の電子計算組織との通信回線によるオンライン結合について」の審議に入りたいと思います。

【事務局】

諮問事案をご審議いただく前に、諮問書を会長にお渡ししたいので、所管部の入室を認めていただけますでしょうか。

なお、本日はこども政策部大平部長が所用により欠席のため、高久次長より諮問書をお渡しさせていただきます。

【議長(奥川会長)】

認めます。

【諮問実施機関(高久こども政策部次長)】

諮問事項

実施機関以外の電子計算組織との通信回線によるオンライン結合について

諮問理由

現在、本市では、子ども・子育て支援制度に基づき、施設型給付・地域型保育給付等の支弁を行っておりますが、毎年度の制度変更や単価改定等に合わせ、所管課の職員が施設種別ごとに申請書等のエクセルファイル作成を行い、各種申請や施設ごとに書面での提出を受け、集計・管理を行っております。

しかし、待機児童解消の施策による、施設数の増加や施設種別の多様化に伴い業務量が増加している状況を踏まえ、書面を用いて行ってきた各種申請請求等に係る確認業務の効率化及び複雑な制度による煩雑な事務の解消を図るため、施設と市川市双方における申請内容等のデータの一元管理、システムを用いたエラーチェック機能の強化、入力済データの活用による事務の効率化等の業務の見直しを行うことが可能となるクラウドシステムの導入を検討しております。

また、子ども・子育て支援法が改正されてから6年が経過しておりますが、毎年度の制度変更や、人事院勧告等を踏まえた単価改定は今後も継続していくことが予想されます。

上記の理由により、施設及び市川市が協働して当該事業を安定的に継続していくために、情報セキュリティを担保しつつ、ICTを最大限に利活用し、業務改善を行っていくことが必要であると考えます。

このことから、貴審議会の意見を求めるものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【事務局】

ここで、高久次長は、所用により退出させていただきます。

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

それでは、諮問書の交付を受けましたので、審議に入りたいと思います。

諮問事項「実施機関以外の電子計算組織との通信回線によるオンライン結合について」、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関】

こども政策部こども施設運営課の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

諮問について、説明いたします。

A3版の資料「施設型給付費等請求事務に対するクラウドシステムの導入について」をご覧ください。

資料の「1 導入目的」、今回、クラウドシステムを導入する目的は、施設型給付費等請求事務及び審査に係る事務負担の軽減を図るため、事業者及び本市職員の請求事務の簡素化及び作業効率の向上です。

次に、資料の「2 クラウドシステム」をご覧ください。

クラウドシステムとは、ネットワーク上で事業者と本市職員がデータを共有し、電子的に申請及び承認ができるシステムのことです。

しかし、本システムを導入する場合は、請求事務に必要な情報のひとつである、施設に在籍する職員の個人情報を各事業者のコンピュータから本システムにアクセスし、入力する必要があること、また、インターネット回線を通じて、本市のLGWAN回線と庁外のコンピュータを結合するため、市川市個人情報保護条例第12条第2号に基づき、貴審議会の意見を聴くものです。

よろしくお願いいたします。

それでは、施設型給付費等請求事務、つまり、運営費等の請求事務の概要について、説明いたします。

初めに、現状について説明いたします。資料の「3 現状」をご覧ください。

こども施設入園課において、保育施設・事業所に入所した児童情報を随時、現行システムに入力するとともに、事業者に通知しております。

通知を受けた事業者は、児童情報を基に、各種申請書に「児童数」、「施設の職員情報」及び「申請項目」をエクセルファイルにそれぞれ入力し、事業者において請求書を出力のうえ、こども施設運営課に書面にて請求を行っております。

事業者が行う請求事務の主な項目としては、毎月の「運営費の請求書」、年1回の「国制度による処遇改善等加算申請書・実績報告書」、「国制度による公定価格加算申請書・実績報告書」、「県の独自制度による加算申請書・実績報告書」及び「本市の独自制度による加算項目申請書・実績報告書」があります。

これらの申請に必要な情報のうち、「児童数」「施設の職員情報」「申請項目」は、請求をするために共通する情報ではありますが、事業者が申請の都度、繰り返し入力のうえ書面を提出する必要があります。

[会議録]

こども施設運営課においては、各種申請や施設ごとに提出された書面を、以前に承認された書面の内容と相違がないか確認をしたのち、集計・管理を行っておりますが、待機児童解消の施策により、施設数の増加や施設種別の多様化に伴い業務量が増加している状況を踏まえ、各種申請事務等に係る確認業務の効率化及び複雑な制度による煩雑な事務の解消を図るため、クラウドシステムの導入を検討しております。

資料の「4 改善案(クラウドシステムの導入)」をご覧ください。

それでは、クラウドシステムの導入による、業務改善をご説明致します。

これまでと同様に、こども施設入園課において、保育施設・事業所に入所した児童情報を随時、基幹系システムに入力します。

その上で、基幹系システムから、児童数を、CSVデータにて、クラウドシステムに取り込み、事業者からクラウドシステムを通じて、児童数を通知します。

事業者は、職員情報と申請項目を本システムに一度入力することで、入力済データが、すべての各種申請書に自動で反映されることとなります。

こども施設運営課では、事業者からの申請を受け、随時、申請項目の承認を行います。申請の承認を受けた事業者は、入力内容等が反映され、集計された帳票を出力することが可能となります。

クラウドシステムを導入した場合、現状の問題点である3点について、どのように改善されるか、具体的に説明いたします。

1点目は、給付費等の算定に係る根拠データである「児童数」、「施設の職員情報」及び「申請項目」を、現状は年40回程度、繰り返し同じ情報を入力する必要があります。

クラウドシステムを導入することにより、事業者は、児童数については確認をするのみ、それ以外の項目については年6回の入力に削減され、所管課は、事業者の入力回数の削減に伴い、審査回数削減につながります。

2点目は、請求事務等の様式について、国や県から示された様式等を所管課職員にて事業者の入力が容易になるようにエクセルファイルにて様式やマニュアルを作成していましたが、システム内に搭載することにより、入力済データから国や県の様式に反映することが可能となるため、様式の作成やマニュアルの作成が原則不要となります。

3点目は、請求方法や管理方法がすべて書面であったことが、法令等の定めにより、一部押印や書面提出が必要な書面を除き、原則、電子での提出が可能となります。

資料の「5 運用に向けて」をご覧ください。

今回、本システムを用いるに当たり、利用者や利用場所、個人情報の項目の2点について、説明いたします。

1点目は、利用者を制限し、事業者は1施設当たり1から2名、本市はこども施設運営課、こども施設入園課職員のみとします。利用場所については、各教育・保育施設の執務室、本市の職員の執務室です。

セキュリティ対策として、ID及びパスワードによる利用者認証を行うとともに、退職した職員などが

[会議録]

情報を確認することができないように、事業者が登録したメールアドレスあてに1回限りのワンタイムパスワードの発行を自動で行います。なお、事業者のメールアドレスは、事業者からの届出により、本市の職員のみが登録できるように制限を設けます。

2点目は、個人情報の項目としては、市川市個人情報業務届出書にて提出済みの内容から変更はありません。運営費等の支払い、国県への補助金等の請求に必要な事業者職員及び在園児童の個人情報となります。

今回、本システムを用いて行う個人情報の授受内容につきましては、事業者職員の氏名、生年月日、住所等です。

児童の個人情報につきましては、こども施設運営課から、提供を行う個人情報はございません。

本システムには、児童の個人情報は入力せずに、児童数のみの授受となり、児童の個人情報を含む書面については、押印が必要な書類等と併せて、別途、提出を求めるものです。

このクラウドシステムは、事業者職員の個人情報を用いるため、セキュリティ対策として、先ほどご説明した1回限りのワンタイムパスワードの他に、非武装地帯の実装、通信経路の暗号化を必須要件とし、インターネットから直接、情報が蓄積されるデータベースにアクセスできないような構成、操作ログやアクセスログの取得、データベースの暗号化、サーバ機器等の障害時においても短時間で復旧可能であり、災害時の対策が図られていることを必須といたします。

なお、非武装地帯とは、外部に開かれているサーバと機密情報等を含む内部ネットワークの間に隔離された領域を設けることで、外部ネットワークからアクセスを受ける領域を内部ネットワークから切り離し、サーバが攻撃を受けた際に内部ネットワークに侵入されるリスクをなくすことが可能となります。

そのために、外部ネットワークと非武装地帯、非武装地帯と内部ネットワークの間にファイアーウォールやウェブアプリケーションに特化したファイアーウォールを設け、必要な通信と不要な通信を分け、必要な通信のみが内部ネットワークに入ることができる仕組みを必須要件とし、セキュリティ対策を行います。

また、本システムを用いる職員に対して、情報セキュリティに係る研修を定期的に行います。

ただいま、ご説明した運用により、インターネットを通じてサーバにアクセスし、外部端末からデータの保管、共有及び利用できるクラウドシステムを用いて、業務改善を図りたいと考えております。

これらのことから、市川市個人情報保護条例第12条第2号に基づき、ご審議をお願いするものでございます。よろしくお願い致します。

【議長(奥川会長)】

それでは審議いたします。ご質問、ご意見等はありませんか。

【松原委員】

「保育施設・事業所」とありますが、資料の「5 運用に向けて」の概要の利用場所には「各教育・

[会 議 録]

保育施設」とあります。この事業所というのは、教育施設のことでしょうか。

【諮問実施機関】

保育園や認定こども園、幼稚園の事業所、小規模保育事業所を指しています。

【松原委員】

セキュリティ対策のところで、ワンタイムパスワードは1回限りのものと説明いただいたが、絶対に複数のアクセスはできないということでしょうか。

【諮問実施機関】

本市から各事業所に対し、1回限りのワンタイムパスワードを載せて通知します。

【加藤委員】

クラウドシステムのサーバの管理はどこがするのでしょうか。また、使うのは市川市だけではなく全国で使われるのでしょうか。

【諮問実施機関】

市川市のみクラウドシステムのサーバとなります。保管場所等は秘密となっています。

【加藤委員】

メンテナンス等は、市川市で行うのでしょうか。

【諮問実施機関】

クラウドシステムのサーバを設置する委託事業者が管理を行います。

【谷内委員】

事業者数はどれくらいあるのでしょうか。

【諮問実施機関】

172施設あります。

【谷内委員】

全ての事業者が書面で提出しているのでしょうか。書面の提出は、郵送でしょうか。

【諮問実施機関】

郵送の場合もあれば、事業者が直接提出する場合があります。

【谷内委員】

セキュリティの面からいうと、郵送よりもクラウドシステムの方がより安全性は高いと思うのですが、

[会 議 録]

いかがでしょうか。

【諮問実施機関】

お見込みのとおりです。

内容としては、確実に正確性が求められるものであるため、提出されたものに対し精査を行い、やりとりが多く必要でしたが、できる限り1回で行われるシステムになると考えています。

【谷内委員】

現在は手作業で集計とありますが、入力しているということでしょうか。

【諮問実施機関】

各事業者から集められたものを精査して集計を行い、各事業所に運営費を支払う方法を探っています。

【谷内委員】

職員が入力しているということでしょうか。

【諮問実施機関】

事業者がエクセルファイルに入力して、それを打ち出した書類が市川市に提出されています。

【谷内委員】

今後、クラウドシステムが導入されれば、入力されているものをチェックするのみになるということでしょうか。

【諮問実施機関】

市川市でも内容を確認しますが、入力する時点で不備があれば弾かれるようチェックが強化されます。確認の回数は少なくなります。

【谷内委員】

自動集計されるということでしょうか。

【諮問実施機関】

そのとおりです。

【勝田委員】

仮に個人情報 leaked した場合に、どのように悪用されることが想定されますか。それとも、児童数などの数字のみなので、それが漏れても悪用の危険性はないということでしょうか。

【諮問実施機関】

[会議録]

児童数のみということと、暗号化がされているため、悪用の想定はしていません。

【小島委員】

資料の「5 運用に向けて」の概要の個人情報の項目の中に「施設の職員氏名、生年月日を含む」とありますが、施設の職員名というのはどの役職の方なのでしょうか。また、生年月日を含むとはどのような意味でしょうか。

【諮問実施機関】

生年月日は、保育園で経験年数から給与等の金額等が変わってくること、運営費の精算をする際に必要な項目となっています。

【小島委員】

全ての職員の氏名や生年月日、勤務開始年月日などが載っているということでしょうか。

【諮問実施機関】

そのとおりです。

【松原委員】

従来は、国県市に給付申請するに当たり、施設の職員の氏名などは郵送や手渡しの方法で行われていたということでしょうか。

【諮問実施機関】

そのとおりです。

年度当初に当該年度に採用されている職員の状況を把握します。その後、変更等があればその都度提出してもらうこととなっています。

【議長(奥川会長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

子ども政策部の皆様ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。

(諮問実施機関(子ども政策部)、情報政策部の職員 退出)

【議長(奥川会長)】

以上で、本日の議事を終了したいと思います。皆様よろしいでしょうか。

[会 議 録]

【審議会委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

それでは、本日の議事は全て終了しました。

【議長(奥川会長)】

最後に、今回は本日諮問のあった「実施機関以外の電子計算組織との通信回線によるオンライン結合について」検討することになりますので、次回の日程について、事務局よりお願いします。

【事務局】

次回審議会の開催日について、日程調整をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【事務局】

今回は、1月14日(木曜日)午後2時以降、15日(金曜日)午後2時以降、18日(月曜日)午前10時以降、19日(火曜日)午前10時以降、20日(水曜日)午後2時以降のいずれかを考えておりますが、皆様、ご都合はいかがでしょう。

(日程調整)

【事務局】

では、最もご出席いただける日である1月15日(金曜日)の午後4時から開催ということでよろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【事務局】

詳細につきましては、あらためて開催通知文書にてお知らせいたします。

また、後日、本日の会議に関する会議録を作成いたしますので、別途ご確認のお願いをさせていただきます。

なお、ご確認いただきました後、会議録を市のホームページにて公開する予定です。

【議長(奥川会長)】

それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回市川市個人情報保護審議会を閉会いたします。

[会 議 録]

お疲れ様でした。

(閉会)